

防ごう公務災害！

～一瞬の不注意が想定外の大ケガに～

1. 行事関連の事故が増える季節です！！

- ◆ 教職員の「通常業務」には、多くの危険が潜んでいます！
(例：授業・行事関連、作業直後、指導や接触がきっかけとなる事故、部活動等スポーツ時の急激な動作の反動他)
- ◆ 身を守り、事故を防げる行動を取りましょう！

昨年度、
県教委で認定された
公務災害の約半数が
11月から12月に発生！

2. こんな時のうっかり災害に注意！！

- 転落・転倒事故 ～「踏み台」の面積・強度・安定性は十分か？～
 - 1 ロッカー・演台・机・椅子から転落（バランスを崩す、滑る、踏み台が動く・壊れる）
 - 2 階段から転落（荷物を抱えて・・・つまづく・踏み外す）
 - 3 足をとられて転倒（出入口の段差・マット、机横の手提げかばんで・・・）
- その他の事故 ～機械は急に止まらない～
 - 4 機械による負傷（誤操作、誤作動、勢いあまって・・・）
 - 5 スポーツ指導中に足を負傷（踏ん張り、踏み込み、軸足回転！）

万代中

福利厚生

足元注意

3. 災害が発生したら事故報告！

公務(通勤)災害発生

- ・公務(通勤)に起因するか否か判断に迷う場合はご相談ください。

医療機関受診時「公務上の負傷」
であることを申し出る

- ・できる限り当日中に医療機関で必要な治療を受けましょう。
- ・共済組合員証を使用しない！

速やかに福利厚生課へ連絡！

- ・「事故報告」写しを福利厚生課へ送付
- ・公務(通勤)災害認定請求手続き開始

療養中は自己の判断で転院しない

- ・医師の指示、紹介状が無い場合、療養費を補償できないケースあり

【注意】 整骨院・接骨院・鍼灸院・整体院などで施術を受ける際の注意！

◎柔道整復師(柔整師)の施術

- ① 脱臼・骨折(応急手当以外)、アキレス腱・靱帯断裂等 … 書面による医師の同意要
- ② 打撲、捻挫、肉離れ、脱臼・骨折(応急手当) … 医師の同意不要
※「書面による医師の同意」とは・・・同意した旨を記載した施術録(療養費請求の際に添付する診療費請求内訳書(レセプト)。医師・柔整師双方で記載が必要。)、紹介状等

◎はり師・きゅう師・あん摩マッサージ指圧師の施術

療養費を請求する際、「医師の同意書」の添付が必要

◎公務災害ホームページ「地方公務員災害補償基金徳島支部」検索

◎お問い合わせ 福利厚生課 088-621-3175/3177 ※本人・家族・遺族からでも大丈夫です。